

新・女性デジタル人材育成プラン (案)

令和 7 年 6 月 10 日

すべての女性が輝く社会づくり本部

男女共同参画推進本部

目次

第1章 はじめに	1
1. 本プランのポイント	
2. この3年間におけるデジタル技術の進展	
3. 女性がデジタルスキルを身につけることの意義	
4. 施策の実績の把握、本プランの見直し	
第2章 デジタルスキルを活かした女性の活躍パターン別の支援	4
1. デジタル人材として就業し、活躍する	
2. 育児・介護等と両立させながらデジタルを活用して働く	
3. デジタルスキルを身につけてキャリアアップ等を図る	
4. デジタル技術を活用して起業・事業展開を図る	
第3章 女性デジタル人材の活躍に向けた社会基盤・環境の整備	8
1. 地域社会や人々のマインドを変える	
2. 地域にデジタルの仕事を創る	
3. 女性デジタル人材の活躍を支える働き方改革を進める	

第1章 はじめに

1. 本プランのポイント

令和4年4月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が特に女性の雇用・就業面に多大な影響を及ぼしている状況を踏まえ、就労に直結するデジタルスキルを身につけた女性人材の育成の加速化を目的に「女性デジタル人材育成プラン」（以下「前回プラン」という。）が初めて策定された。このような策定経緯も背景にしつつ、前回プランの策定以降、育児や介護等により時間的・場所的な制約のある女性が、デジタルスキルを習得しつつ、それを活かして収入を得られるよう支援する取組などは各地で広がってきた。他方、前回プランにおいては、デジタルを活かした女性活躍の姿を具体的な形で十分示すことができたとはいえず、高度なスキルを有するデジタル人材に占める女性の割合は引き続き低位に留まるなど、女性デジタル人材の育成と活躍の広がりには依然として限定的である。

今回策定する「新・女性デジタル人材育成プラン」（以下「本プラン」という。）は、前回プラン策定以降の3年間におけるデジタル技術の進展を概観するとともに、改めて女性がデジタルスキルを身につけることの意義を整理し、これらを踏まえ、基礎的なデジタルリテラシーの習得の支援など、デジタル分野への間口を広く取りつつも、デジタルスキルを活かした女性活躍の具体的な姿をパターン化し、当該パターン別に、デジタルスキル向上やデジタル分野への就業支援などの支援メニューを示すものとした。女性デジタル人材育成については、本プランに基づき、政府全体のデジタル人材育成の取組と連携しながら、官民連携で推進する。

あわせて、女性がデジタル人材として活躍する上で必要となる、地域における女性デジタル人材の需要の創出や働き方の見直しなど、社会基盤・環境の整備についても必要な施策を盛り込み、女性デジタル人材が多様な形で育成され、かつ存分に活躍できる社会の実現を目指す。

2. この3年間におけるデジタル技術の進展

前回プランを策定して以降、デジタルサービスの急速な拡大により、デジタル技術を活用した起業や就業の機会は増加してきた。新型コロナウイルス感染症の影響を契機に加速したテレワークやオンライン取引の普及は、企業や個人に対してデジタル基盤の構築と活用を促進させ、新たなビジネスモデルやサービス形態の誕生を後押ししてきた。

例えば、プラットフォームビジネスの発展により、個人が自身のスキルや商品をオンラインで提供・販売することが容易になり、副業やフリーランスとしての就業機会が増加してきた。また、物理的なインフラを持たずとも、クラウドの利用等により、事業立ち上げの障壁は大きく下がってきた。さらに、こうした流れの中で、自治体や民間によるインキュベーション施設の整備、アクセラレータープログラムの拡充など、起業環境の整備も進んできた。

個人のレベルでも、デジタルスキルを活かした職種の需要拡大を背景に、働き方の多様化

も進み、デジタル技術を活用したキャリアチェンジや副業・兼業への挑戦が容易となった。

また、引き続き、テレワークの利用率はコロナ禍以降も一定の水準を維持しており、地理的制約を超えた就業の実現につながっている。

他方、こうしたデジタル技術の進展は加速度的に進んでおり、現在、人々の生活や社会の構造に非常に速いスピードで変革をもたらしている。特に生成AI、メタバース、ロボティクス、自動運転をはじめとする先端技術の数々は、それぞれの分野で革新を生み出し、日常の在り方を根本から変えつつある。

これに伴い、デジタル人材に求められるスキルも加速度的に変化しており、特にAIやクラウドの技術の進歩に伴い、これらを使いこなし、生産性を高め、価値あるサービスを提供できる能力こそが求められるようになってきている。

また、一般の企業等においても、サイバーセキュリティの強化、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する上で、こうした最新の技術を踏まえるとともに、更なる技術の進歩に追従してアップデートを続けていくことが求められている。

また、テレワークやデジタルツールの普及が加速し、一般の働く人々に求められるデジタルスキルの水準も一段と高まってきたが、最近のAIツールの急速な普及等により、これらを使いこなす能力も求められるようになってきた。今後も更なるスキルのアップデートが必要となることが予想される。

このように、デジタル技術が産業構造を変化させ、起業や就業のあり方そのものに革新を生み、人々に柔軟で多様な働き方の選択肢をもたらしてきた一方、その変化のスピードは著しく速い。新しい技術を自在に使いこなすことができるよう、常に学び続け、自らの能力をアップデートし続けていく努力がこれまで以上に求められるようになっている。

3. 女性がデジタルスキルを身につけることの意義

前述のようなデジタル技術の進展の中、女性がデジタルスキルを身につけることで特に有益と考えられる観点として、下記のようなものが挙げられる。

① 経験年数に応じた着実な所得向上

統計調査において、デジタル分野で働く女性は、他の業種との比較においても、経験年数に比例して順調に年収が伸びていることが分かっており、女性の所得向上の実現を期待できる成長分野となっている。他方で、こうした分野における女性の労働者の割合は依然として低位に留まっており、今後、より多くの女性がデジタル分野に就業することが期待される。

② 育児・介護等と両立させた経済的自立の実現

育児・介護等の事情を抱えながらも、デジタルを活用することにより、通勤が不要になる等時間的・場所的制約の少ない仕事に就き、収入を得るといった選択肢が広がる。固定的な性別役割分担意識の解消や、働き方改革の推進等に取り組むことの重要性に留意

しつつ、女性の経済的自立を推進する上では、デジタルを活用した柔軟な働き方が一層広まることが期待される。

「女性に選ばれる地方」を実現していく上でも、女性が地方で暮らしながら、しっかりと所得を得ていく手段として、デジタルスキルの習得と、これを活用した就業を後押ししていく必要がある。

③ 企業におけるキャリアアップ等

政府においては、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023(女性版骨太の方針 2023)」(令和5年6月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)において、プライム市場上場企業を対象として、「2030年までに、女性役員の比率を30%以上とすることを目指す」としているところであり、当該目標の達成に向けて、役員候補となる女性人材のパイプラインを構築するため、企業における女性の採用・育成・登用の強化に取り組んでいるところである。

今日、デジタルスキルの必要性は、特定の職種に限られるものではなく、あらゆる業界や職種で求められる基本的なスキルとなっている。また、企業等においてDXを推進し、デジタルを活用した柔軟な働き方を浸透させていく上では、管理職層がデジタルスキルを実装することが重要であり、デジタルスキルを身につけることは、企業等における昇進にも不可欠な要素となっている。

さらに、例えば「農林水産業×デジタル」など、リアルとデジタルの掛け合わせは、更なる生産性の向上や働き方改革を実現し、女性の活躍の幅を一層広げることにもつながる。

このように、女性のキャリアアップ等を後押しするとともに、管理職層に占める女性の割合を向上させる観点からも、女性がデジタルスキルを身につけることは重要である。

④ 起業の促進

内閣府が実施した意識調査¹によれば、若い女性が出身地域を離れた上位の理由として、「やりたい仕事や就職先が少なかったから」という回答が挙げられている。「女性に選ばれる地方」を実現するためには、日本各地に、女性自身にとって「やりたい仕事、やりがいのある仕事」を作ることが重要である。こうした観点から、地方における女性の起業支援を強化していくことが求められる。

デジタルの活用は、地方に拠点を置きながら事業を展開することのみならず、起業前・起業後において、女性がコーチングなど適切な支援を受けたり、他の女性起業家等とのネットワークを構築したりするためにも不可欠なものであり、女性の起業支援、更には「地方創生」という観点からも、女性がデジタルスキルを身につけることが重要である。

4. 施策の実績の把握、本プランの見直し

¹ 「令和6年度 地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査」

各施策の対象となる男女割合に留意して取組を進め、本プラン策定の3年後を目途に、各種統計を用いてデジタル人材における男女割合や、本プランで掲げるデジタル人材の育成に係る施策に関して、男女割合や人数を実績として把握した上で、本プラン全体の施策の在り方について必要な見直しを行う。

その前提として、各府省においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定）において、「男女共同参画の視点に立ち、政策決定過程への女性の参画を促進するとともに、政策・事業の計画、実施等に当たって、男女別の影響やニーズの違いを踏まえることとし、必要な男女別のデータ収集・分析を強化する」とされていることにも留意し、各施策の実績や効果を男女別で把握し（施策の性質上、男女別の把握が困難であるものを除く。）、女性に及ぼす施策の効果が検証可能となるよう取り組むものとする。

第2章 デジタルスキルを活かした女性の活躍パターン別の支援

デジタルスキルを活かした女性活躍の具体的な姿として、次の4パターンを示し、それぞれの活躍パターンを実現するために必要な支援策を示す。

1. デジタル人材として就業し、活躍する

着実に所得を向上させていく女性を増やすため、安定した所得が見込まれるデジタル人材として就業する女性を増やす必要がある。女性が、デジタル人材に求められるスキルの水準が速いスピードで変化していくことに留意しつつ、デジタル人材としての職業を選択することを後押しするため、まず第一歩として、こども・若者の段階からデジタルに親しみ、学ぶ機会を提供するとともに、希望に応じてより高度かつ専門的な教育を受ける機会を得られるよう支援する。

- ・中・高等学校におけるプログラミングに関する教育の充実を図るため、中学校技術・家庭科（技術分野）や高校情報科の指導体制の充実を推進するとともに、プログラミング教育に関する教員対象の研修会等を実施する。【文部科学省】
- ・IT分野をはじめ、理工系分野における大学生、高専生、教員等に占める女性割合の向上に向け、女子中高生の関心を醸成し、意欲・能力を伸長するために教育委員会や男女共同参画センターを含む産学官・地域一体となった取組を促進する。【内閣府、文部科学省】
- ・デジタル時代の「読み・書き・そろばん」である数理・データサイエンス・AIに関する、大学・高等専門学校の正規の課程の教育プログラムのうち、一定の要件を満たした優れた教育プログラムを文部科学大臣が認定・選定することによって、大学等が数理・データサイエンス・AI教育に取り組むことを後押しする。【文部科学省】
- ・デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学・高専が成長分野への学部転換等の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう、検

討・準備に要する費用や施設設備費、自走化に要する費用等について、機動的かつ継続的な支援を行う。【文部科学省】

- ・データサイエンス・コンピューターサイエンス分野のマイナー・ダブル学位プログラムを設定し、人文社会系分野において、データサイエンス・コンピューターサイエンスの素養を持った人材を育成する。【文部科学省】
- ・25歳以下の若手ICT人材を対象として、新たなセキュリティ対処技術を生み出しうる最先端のセキュリティ人材（セキュリティイノベーター）を育成する。【総務省】
- ・企業におけるデータサイエンススキルの裾野拡大及び政府統計データへの理解増進を図り、統計リテラシーの向上を促し、企業における統計データの有効活用を推進する。【総務省】
- ・統計リテラシー向上の取組として、社会人・大学生を対象に、“データサイエンス”力の高い人材育成のため、オンライン講座を実施する。【総務省】
- ・農業大学校・農業高校等におけるスマート農業等の農業教育の高度化を支援する。【農林水産省】
- ・農業大学校や農業高校等の学生・指導者や農業者等が、スマート農業について体系的に学ぶことができる環境整備を行う。【農林水産省】
- ・林業高校や林業大学校におけるスマート林業に関するカリキュラムの充実に向け、林業経営体や地域が協働して取り組む教育プログラムの実施、オンライン学習教材の作成、教職員サミットの開催を支援する。【農林水産省】
- ・少年院における少年院在院者に対する職業指導を通じて、少年院在院者のデジタルスキルの向上等を目的とした取組を実施する。【法務省】
- ・令和4年度に新設した国家公務員採用総合職試験「デジタル」区分、国家公務員採用一般職試験「デジタル・電気・電子」区分を引き続き実施し、デジタル人材の確保に努める。【人事院】

2. 育児・介護等と両立させながらデジタルを活用して働く

育児や介護等により時間的・場所的な制約のある女性が、デジタルスキルを習得しつつ、それを活かした仕事を得て、更なる所得向上を実現するよう支援する取組が各地で広がつつある。仕事と育児・介護等の両立は男性にとっても重要であることや、習得すべきデジタルスキルは常にアップデートが必要であることに留意しつつ、デジタルスキルの習得から就労まで着実に結び付ける取組が全国で一層推進されるよう支援を強化する。

- ・地方公共団体が行う、経済担当部局や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性デジタル人材を育成するためのセミナーや就労につなげる相談支援、企業とのマッチングへの支援を実施する。【内閣府】
- ・公的職業訓練におけるデジタル分野の訓練コースの設定促進等を通じてデジタル人材を育成する。【厚生労働省】

- ・雇用保険被保険者等が、主体的に厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に、その費用の一部を支給する教育訓練給付金の対象講座のうち、AIを含むデジタルスキルに関する講座を拡大する。【厚生労働省】
- ・ひとり親家庭の親が、雇用保険の教育訓練給付金の対象となる講座等を受講し修了した場合に、その経費の一部を補助する。【こども家庭庁】
- ・ひとり親家庭の親が、シスコシステムズ認定資格、LPIC認定資格等のデジタル分野等の民間資格を含む就職に有利となる資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間における生活費を支援する。【こども家庭庁】
- ・刑事施設における受刑者に対する職業訓練を通じて、受刑者のデジタルスキルの向上等を目的とした取組を実施する。【法務省】
- ・一般の公務員よりも若年で退職する自衛官の再就職の支援の一環として、デジタル分野における資格取得等に必要能力を付与するための職業訓練を実施する。【防衛省】

3. デジタルスキルを身につけてキャリアアップ等を図る

女性の更なる所得向上、経済的自立につながる企業等におけるキャリアアップやキャリアアチェンジに資するよう、様々な場面における働く女性のデジタルスキルの習得を支援する。また、速いスピードで進歩を続けるデジタル技術は継続的なキャッチアップが必要であることから、様々なライフイベントに直面する女性が継続的に学び続けることができるような支援を行う。

- ・地方公共団体が行う、経済担当部局や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性デジタル人材を育成するためのセミナーや就労につなげる相談支援、企業とのマッチングへの支援を実施する。【内閣府】※再掲
- ・公的職業訓練におけるデジタル分野の訓練コースの設定促進等を通じてデジタル人材を育成する。【厚生労働省】※再掲
- ・雇用保険被保険者等が、主体的に厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に、その費用の一部を支給する教育訓練給付金の対象講座のうち、AIを含むデジタルスキルに関する講座を拡大する。【厚生労働省】※再掲
- ・ひとり親家庭の親が、雇用保険の教育訓練給付金の対象となる講座等を受講し修了した場合に、その経費の一部を補助する。【こども家庭庁】※再掲
- ・ひとり親家庭の親が、シスコシステムズ認定資格、LPIC認定資格等のデジタル分野等の民間資格を含む就職に有利となる資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間における生活費を支援する。【こども家庭庁】※再掲
- ・事業主等が行う職業訓練等（IT分野含む）に対し、訓練経費等を助成することによってデジタル人材の育成を支援する。【厚生労働省】
- ・非正規雇用労働者の正社員転換に取り組む事業主に対する助成について、対象労働者がデジタル分野の人材開発支援助成金の特定の訓練修了者である場合に、より高額の助成

を行う。【厚生労働省】

- ・デジタル分野等のリスキリングを通じたキャリアアップ支援に向けて、在職者に対してキャリア相談から、リスキリング、転職までを一体的に支援する仕組みの整備に関する民間事業者等の取組を支援する。【経済産業省】
- ・IT・データを中心とした将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会人が高度な専門性を身に付けてキャリアアップを図る、専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定する。【経済産業省】
- ・企業におけるデータサイエンススキルの裾野拡大及び政府統計データへの理解増進を図り、統計リテラシーの向上を促し、企業における統計データの有効活用を推進する。
【総務省】 ※再掲
- ・統計リテラシー向上の取組として、社会人・大学生を対象に、“データサイエンス”力の高い人材育成のため、オンライン講座を実施する。【総務省】 ※再掲
- ・地域の企業・産業のDXを加速させるために必要なデジタル人材の育成・確保を推進するためにプラットフォームを構築・運用する。【経済産業省】
- ・デジタル人材を含む地方創生の本格的な事業展開に必要な人材を育成・確保するため、「地方創生カレッジ」において、実践的知識をeラーニング形式により幅広く提供することなどにより、地方公共団体等の取組の加速化・深化を支援する。【内閣府】
- ・日本社会、地域社会の持続的発展に向けて、大学等が地域や産業界と連携・協働するとともに、経営者を含む人材ニーズを踏まえた教育プログラムを開発することで、産学官連携のリカレント教育プラットフォームや、産学協働体制の構築を推進し、産業界・個人・教育機関によるリカレント教育エコシステムを創出する。【文部科学省】
- ・デジタル技術の活用等を含む女性農業者の能力向上のため、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、女性グループの活動、女性が働きやすい環境整備、女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援する。【農林水産省】
- ・スマート林業に関する研修の実施など林業への新規就業者の確保・育成やキャリアアップ等による定着化を促進する。【農林水産省】
- ・政府デジタル人材の育成及び一般職員のITリテラシー向上に資するため、各府省庁等の職員を対象に研修を実施する。【デジタル庁】
- ・国の機関、指定法人、独立行政法人、地方公共団体及び重要インフラ事業者等の情報システム担当者等を対象とした体験型の実践的サイバー防御演習(CYDER)を実施する。【総務省】
- ・国家公務員・地方公務員を対象として、統計の作成、分析・利用に必要な理論や手法の習得を目的とした研修を実施する。【総務省】
- ・地域経済分析システム(RESAS)の普及・活用を通じて地域におけるデータ利活用を推進するため、内閣府及び関係省庁の地方局に配置した政策調査員を派遣して講義やグループワークによる研修を行う。【内閣府】
- ・地域の水産防疫体制を強化するため、獣医師及び都道府県職員(魚類防疫員)等を対象として遠隔診療に必要な技術に関する研修を実施する。【農林水産省】

4. デジタル技術を活用して起業・事業展開を図る

今日における起業においては、デジタルを活用した情報発信や集客・販路拡大などが不可欠であり、こうしたデジタルスキルの習得を支援するとともに、こうした女性の起業を一層促進・発展させることで、デジタルを活用して女性が「やりたい仕事、やりがいのある仕事」を創出する活力ある社会の実現を目指す。

- ・全国各地の男女共同参画センター等において、例えば、デジタルを活用した販路拡大に関する講習の実施など、地域の実情を踏まえつつ、女性の起業の裾野拡大等に向けた取組が進められるよう、地域女性活躍推進交付金をはじめとする財政支援により後押しするほか、男女共同参画機構において各地の好事例を収集し、横展開を図る。【内閣官房、内閣府】
- ・総務省のローカルスタートアップ支援制度等とも連携しつつ、起業ステージを通じて切れ目のない支援が提供されるよう、男女共同参画センター等と関係機関との連携体制の構築を支援する。【内閣府、総務省、経済産業省】
- ・男女共同参画機構において、全国的な外部専門人材のデータベースを整備するとともに、適切な人材をマッチングするほか、都市部の企業人材の市町村への派遣に対し財政支援する総務省の地域活性化起業人制度等とも連携し、男女共同参画センター等におけるデジタル人材育成事業の強化を図る。【内閣府、総務省】
- ・外部有識者からの推薦に基づいて選定された企業を、政府機関と民間が集中支援を行うプログラム（J-Startup）において、女性起業家の割合を2033年までに20%以上とすることを目指す。また、起業を目指す若手人材などを世界のイノベーション拠点に派遣する事業における女性起業家向けプログラムの推進、ディープテック分野での女性起業家の活動の後押しや、未踏事業への女性応募者拡大のための女性修了生等による情報発信を行う。【経済産業省】
- ・「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による資金調達支援を実施し、女性の起業を後押しする。【経済産業省】
- ・デジタル技術の活用を含め、新たな事業の立ち上げなど事業展開等に伴い必要となる知識及び技術を習得させるため、事業主等が行う職業訓練等に対し、訓練経費等を助成する。【厚生労働省】

第3章 女性デジタル人材の育成に向けた社会基盤・環境の整備

1. 地域社会や人々のマインドを変える

女性自身や周囲の人々のデジタルに対する抵抗感を払拭し、女性のデジタルスキル習得のきっかけづくりに取り組む。

また、地方の中小企業におけるデジタル人材の需要を高め、女性デジタル人材が活躍しやすい土壌を作る観点から、経営層のデジタル技術の活用、女性活躍の推進への意識を高めるマインド改革を促進する。さらに、女性デジタル人材育成の取組を地域社会全体へ広げていくため、その必要性について、地方公共団体の指導的地位にある層を中心に意識啓発を図る。

- ・ デジタルスキルの習得を含む、女性が新たなことにチャレンジする際に直面する障壁の打破や性別役割分担にとらわれない働き方を推進するため、広報啓発に取り組む。【内閣府】
- ・ IT分野をはじめ、理工系分野における大学生、高専生、教員等に占める女性割合の向上に向け、女子中高生の関心を醸成し、意欲・能力を伸長するために教育委員会や男女共同参画センターを含む産学官・地域一体となった取組を促進する。【内閣府、文部科学省】 ※再掲
- ・ 各地域において、人々の中にある固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等による悪影響が生じないように、企業等の広報担当や人事・業務管理に携わる管理職、経営層の意識改革と理解の促進を図る。【内閣府】
- ・ 経済団体等と連携し、女性の活躍やワークライフバランスの推進に向け、管理職や経営者の意識啓発を図る。【内閣府】
- ・ 地域に根ざした中小企業による、自らの事業特性を活かしつつ、多様な人材が働きやすい企業経営の実現を後押しするため、ダイバーシティ経営を推進する先進的な取組の横展開を図るとともに、ダイバーシティ経営の実践に向けた支援を行う。【経済産業省】
- ・ 地方公共団体の長をはじめとするリーダー層の意識と行動の変革を促すことを目的とする地域シンポジウム等を通じて、地方公共団体における女性活躍推進の好事例の横展開を図る。【内閣府】

2. 地域にデジタルの仕事を創る

女性が地域においてデジタルスキルを活用した仕事に就き、それが地域経済を活性化させ、地方創生につながるためには、デジタルの仕事が地域に存在することが不可欠であり、中小企業におけるDXの推進など地域におけるデジタル人材の需要の創出につながる取組に対する支援を行う。

- ・ 地方創生 2.0 を踏まえ、「若者や女性にも選ばれる地方」の実現のため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、デジタル技術を活用した魅力的な職場づくりに向けた取組を新しい地方経済・生活環境創生交付金により支援する。【内閣官房】
- ・ 地域企業のデジタル化の促進に向けて、地域金融機関等が行う、地域企業へのデジタル化支援コンサルティングについて、地域金融機関等に対し支援を実施する。【内閣府】
- ・ 地域の企業・産業のDXを加速させるために必要なデジタル人材の育成・確保を推進す

るためにプラットフォームを構築・運用する。【経済産業省】※再掲

3. 女性デジタル人材の活躍を支える働き方改革を進める

デジタル人材の働き方の実態の把握に努め、デジタルスキルを身につけた女性が社会で活躍し、所得向上・経済的自立が実現される上で基盤となる、育児・介護等と両立できる柔軟な働き方の推進や長時間労働の是正、女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討、固定的性別役割分担意識の解消等に取り組む。

- ・短時間正社員など多様な正社員制度を導入し、非正規雇用労働者の正社員転換を進める事業主に対し、働き方改革推進支援センターにおける導入支援等を行う。また、選択的週休3日制に関する好事例の周知や導入支援を行うほか、適切な労務管理下におけるテレワークなど労働者のニーズに応じた多様な働き方を実現するための環境整備を推進する。【厚生労働省】
- ・勤務間インターバル制度の導入促進のため、全国に設置している働き方改革推進支援センターにおいて社会保険労務士等によるコンサルティングを実施し、制度導入に意欲のある企業を支援するほか、労働者の健康管理等を行う産業医等に対して、同制度の内容・効果を周知し、企業における取組を波及させること等、効果的な周知を行う。【厚生労働省】
- ・時間外労働に係る上限規制を含む法定労働条件の履行確保及び長時間労働是正のため、監督指導体制の充実強化を行う。【厚生労働省】
- ・テレワークは働く時間や場所を柔軟に活用できる勤務形態であることから、適切な労務管理下におけるテレワークの普及促進や、導入の進まない地方や業種・職種に向けて、助成金の活用や専門家による無料相談対応などの支援や普及啓発等に取り組む。【内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】
- ・「若者や女性にも選ばれる地方」を実現するため、若者や女性の「働きがい」と「働きやすさ」の両面を向上させていく「地域働き方・職場改革」を起点とした地域社会の変革に取り組む。今後、3～5年程度における先行的な地方公共団体の成果等の蓄積を通じ、全国的な波及を目指していく。【内閣官房、内閣府、厚生労働省】
- ・男性の育児休業について、制度面と給付面の両面からの対応を継続しつつ、男性の育児休業取得率の更なる向上を目指す。その際、男性の育児休業取得が実質を伴ったものとなるよう、男女が共に育児を担うことの重要性や「共働き・共育て」の意義が広く認識されるような取組を行う。【内閣府、こども家庭庁、厚生労働省】
- ・こどもの健全な育成を念頭に置きつつ、不登校の児童や障害児を含め、就学児のいる親が希望に応じて働くことができる観点からも、放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた受け皿整備等の放課後児童対策に係る取組の強化、多様な学びの場の確保、放課後児童クラブにおける障害児受入推進等に取り組む。【こども家庭庁、文部科学省】
- ・仕事と介護の両立のポイントや具体的な対応方法等をまとめた企業・労働者向けの各種

支援ツールや両立支援に関する経営者向けガイドラインの活用を促進することにより、介護離職を防止するとともに、全ての企業が我がごととして仕事と介護の両立支援に向けた取組の充実を行うに当たってのマインドセット醸成や情報提供を行う。

また、両立支援等助成金について、介護休業中等の労働者の業務代替に関する拡充を踏まえた活用促進やさらなる制度の充実に取り組む。【厚生労働省、経済産業省】

- ・各地域において、人々の中にある固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等による悪影響が生じないように、企業等の広報担当や人事・業務管理に携わる管理職、経営層の意識改革と理解の促進を図る。【内閣府】※再掲
- ・個人の価値観やライフスタイル、働き方の多様化が進んでいる中で、全ての人が希望に応じて働くことができる環境をつくり、女性の所得向上・経済的自立を実現するためには、ライフスタイルや働き方に対して及ぼす影響が中立的な制度・慣行を構築することが不可欠である。

また、明示的に性別による区別を設けていなくても、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合もあることから、

- ・ 現行の制度は就業調整を選択する人を増やしているのではないか。
- ・ 配偶者の経済力に依存しやすい制度は、男女間賃金格差も相まって、女性の経済的困窮に陥るリスクを高める結果となっているのではないか。
- ・ 現行の制度は分配の観点から公平な仕組みとなっていないのではないか。

という主に3つの観点を踏まえ、社会保障制度・税制等について不断の見直しを行う。

【内閣府、関係府省】